

第 1077 回教育委員会 会議録

令和元年 11 月 27 日

13:00～14:10

①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1077 回教育委員会を開会いたします。

<菅間教育長>

議事等に先立ち、申し上げます。

さきほど、1 名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、山川委員と森岡委員を指名いたします。

③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日 1 日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日 1 日に決定いたします。

④報 告

<菅間教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「文化庁選定「歴史の道百選」の追加選定について」、(2)「国指定史跡の指定について」及び(3)「登録有形文化財(建造物)の登録について」を文化財・生涯学習課長より一括して報告願います。

<文化財・生涯学習課長>

それでは、私より文化財の国指定等の動きがございましたので、3 件御報告いたします。いずれも既に公表されておりますので、御承知の委員もおられるかもしれませんが、なにとぞよろしく願いいたします。

報告事項 1 について御説明申し上げます。

まず、資料の報告 1-1 をお聞きください。

歴史的・文化的な由緒を持つ古道等を対象に選定している「歴史の道百選」につきまして、文化庁は 10 月 29 日に秋田県の「北国街道一三崎山越」の区間を延長する形で、遊佐町の三崎山越を追加選定しました。山形県と秋田県の二県に跨る形になりました。

報告資料 1-2 を御覧ください。この「歴史の道百選」とは、平成 8 年に文化庁が、古くから人、物、情報の交流の舞台となってきた道や水路等のうち、全国各地の最も優れた「歴史の道」78 か所を選定したものであります。このたび、「歴史の道」及び地域の文化財に対する国民の関心と理解をより一層深めるため、文化庁において追加選定委員会が設置され、追加選定が行われました。全国では 36 件が追加になりまして、合計 114 件になっております。報告事項 1-2 のところで、括弧書

きで当初の「歴史の道百選」に選ばれた6件を記載しております。

(3) のところでありますが、今回追加選定されました道につきましては、出羽の北国街道の難所として知られておりまして、松尾芭蕉の弟子である曾良の随行日記にも記載がございます。

続きまして、2件目でございますが、報告事項2-1であります。こちらは11月15日に開催されました国の文化審議会におきまして、新たに史跡等の指定等について、文部科学大臣へ答申されたという旨の連絡があり、この中で本県からは遊佐町にあります「小山崎遺跡」の国指定史跡の指定について答申されております。

小山崎遺跡につきましては、報告2-2にありますが、鳥海山南西麓の遊佐町吹浦に位置する、縄文時代中期末から後期を中心とする集落跡でございます。中期末に斜面地に竪穴建物が造られ、後期には集落と共に、低地において水辺遺構が形成されました。水辺遺構は、居住域と水辺をつなぐ石敷きの道であり、水辺で作業するための石敷きの作業場の跡も確認されております。

居住域だけでなく、水辺環境を利用するための施設跡が良好な状態で保存されていることが「本州の日本海沿岸北部における縄文文化を解明する上で欠くことのできない遺跡」との評価を受けことから、今回の答申となったものであります。

この小山崎遺跡につきましては、指定されるまで時間がかかっておりまして、平成7年度に県教育委員会が遺跡分布調査で重要遺跡であることが判明しまして、最初は県教育委員会が調査を実施し、その後の平成15年度からは、県教育委員会でも支援をしながら遊佐町において調査を行っておりまして、調査を開始してから約25年かかっております。今回の指定については大変喜ばしいことでもあります。

今回の答申を受けまして、文化庁において指定されれば、県内の国指定史跡は、合計29件になる予定になっております。資料には写真も添付しておりますので、御覧いただければと思います。

続きまして、報告事項3-1でございます。こちら11月15日に開催されました、国の文化審議会において、「登録有形文化財建造物の登録」につきまして、文部科学大臣に答申がありました。その中で本県からは新たに米沢市の「旧遠万織物（創匠庵）の主屋、前蔵、新蔵」の3件が答申されました。

旧遠万織物（創匠庵）は明治創業の元機屋で、大正時代の米沢大火前の土蔵と大火後の主屋、昭和の新蔵が残ります。

主屋の居室部は天井が高く上質な造りで、米沢の織物業の繁栄ぶりを伝えているものであります。前蔵は米沢大火から焼け残った希少な蔵である、という点や、新蔵はキングポストトラスの小屋組みを持つ、昭和前期の建築である点等が評価されて、今回の答申となっております。

なお、この申請に際しては、県立米沢工業高等学校の建設環境類の生徒たちが、調査研究の一環として平成30年度に当該建物の記録保存調査を行い、作成した図面や写真等を申請書類として使用しました。地元の高校生が文化財の登録に関わった県内初の事例として、本日昼のNH

Kニュースでも放送されておりましたが、本日、地元の創匠庵におきまして、これまでの経緯の説明や調査に携わった卒業生のコメント等について記者発表が行われたところです。

以上、3点につきまして、御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

<菅間教育長> ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、次に、(4)「令和元年度山形県教育委員会ストレスチェック制度の実施結果について」、福利課長より報告願います。

<福利課長> 報告4-1を御覧ください。今年度の山形県教育委員会ストレスチェック制度の実施結果ということで、御報告をさせていただきます。この制度につきましては、平成28年度から実施しております、今回で4回目ということになります。

まず、「1 実施目的」につきましては、職員自身のストレスへの気付きを促すということで、様々な質問に回答していただくことで、自分の状況に気付いていただくということであり、次に二つ目として、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげるということで、分析結果をもとに職場での業務改善や事務分担の見直しにつなげていただくこととなります。それから三つ目として、職員のメンタルヘルスの不調の未然防止というところでございます。

「2 実施期間」のところでございます。今年度は、9月9日から9月30日までということで実施しました。括弧書きのところ、昨年度のものでございます。昨年度よりも1週間程度長く実施しております。対象者数は3,845人ということで、昨年度とほぼ同様でございます。このうち、実際に実施していただいた方は、2,495人ということで、率といたしましては、64.9%という状況でございます。これは昨年度に比べて2.7%のアップということでございます。これは一人でも多くの方に実施していただきたいということで、働きかけを行った結果、若干ではありますが、実施率が向上したということでございます。

次に、「5 高ストレス者数」ということで、高ストレスと判定された者につきましては254人、率としては10.2%という状況でございます。昨年度と比べてほぼ横ばいという状況だと思います。

次に、「6 県教育委員会全体の集計・分析結果」につきましては、別添4-2を御覧いただきたいと思っております。先ほど御説明しました実施率につきましては、平成29年度について68.5%ということで、今年度と比べると高い数値となっております。高ストレス者の率につきましては、横ばいないしは若干上昇傾向という状況でございます。次に、仕事のストレス判定図ということで、仕事の量的負荷あるいは自らでコントロールできるか、上司の支援及び同僚の支援を受けることができるかという項目ごとの平均点判定でございます。下の表の一番上の行には全国平均が記載されております。例えば、量的負荷に関しましては、県教育

育委員会全体として、8.8%となっており、全国平均よりも高い状況となっております。また、上司の支援の部分を見ていただきますと、全国平均7.3%に対して、県教育委員会は8.1%ということで、これは逆に数値が高くなればなるほど支援がなされているということですので、健康リスクが減るという状況でございます。健康リスクとして、このようなものが健康の変調にリスクとしてあるわけですので、それを全国平均とした場合に、それと比較して県教育委員会はどのような状況かというのを見る指標でございますが、量につきましては、102ということで全国平均よりリスクが高くなっております。職場の支援のところで、職場の支援が89ということで、全国平均よりもリスクが低いという状況でございます。総合的なリスクとしましては、全国平均は100に対して県教育委員会は91ということで、若干低い状況でございます。ただし、一番下の※のところを御覧いただきたいのですが、全国平均については、平成11年の数値でございます。当時はメンタルヘルス調査が重要視されていなかったということもあり、健康リスクは高めに出ているのではないかという指摘もございます。このようなこともありますので、全国平均より低いからといって良いというものではないと考えております。なお、健康リスクの状況につきましては、昨年度とほぼ同様の状況でございます。

報告4-1に戻っていただきまして、ストレスチェック実施後の対応についてでございます。高ストレスと判定された者に対しましては、医師による面接指導を実施するというようになっております。これは本人の申し出があった場合について、面接指導を実施するというものでございます。医師がその面接で必要と認めれば、就業上の措置等を行ってまいります。昨年度は9名が実際に面接指導を受けているという状況でございます。医師の面接指導のほかにも、福利課の中に保健師が在籍しておりますので、メール等での相談を常時受け付けております。それから、この集計・分析結果につきましては、実施者10名以上の所属につきましては、所属ごとの集計・分析結果、全体の集計・分析結果及び所属の実施率を提供することとしております。各所属において、このようなデータを活用し、職場環境の改善につなげていただくようお願いしております。

最後に、市町村立学校教職員に対するストレスチェック制度の状況でございますが、令和元年度につきましては、全市町村で実施予定でございます。報告は以上でございます。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<山川委員>

ストレスチェック実施後の対応のところで、昨年度も同じようなことを申し上げたと思いますが、職員の方の申し出がないと面接指導は行わないという前提ですよね。面接指導を受けなければ、所属長が何も対応を行うことはないというつながりになっています。

- <福 利 課 長> こちらとしましては、できるだけ多くの方から面接を受けていただきたいと考えておりました。保健師からも高くなっている方に対しては、面接を受けるよう直接連絡をしており、所属長からも受診を勧めさせていただくような取り組みを行っております。できるだけハードルを低くし、多くの方に面接を受けていただいて、それを活かしていきたいと考えております。確かに昨年度の9名という数字は、低いと思っております。
- <山 川 委 員> 254名の方が高ストレスと言っても、その中には程度の差があると思います。254名の中のうち問題がある職員についても、申し出がなければ何もしないということであれば、実施することの半分くらいしか意味がないになってしまうのかなという気がするのですが、実施するのであれば、プライバシーの問題があるにしても、このような中途半端なことではなくて、程度に応じて非常にストレスを感じていると考えられる方については、その方のために積極的に実施することが必要ではないのかなと思います。
- <福 利 課 長> できるだけ気軽にと言いますか、受けていただくような雰囲気づくりが必要だと考えており、働きかけも進めていきたいと考えております。
- <武 田 委 員> 実施率の全国平均は比較することができるのですか。
- <福 利 課 長> 各県での方法がそれぞれ異なりますので、全国一律のストレスチェック実施状況はございません。ただし、東北各県とは情報交換を行っており、その中でお聞きすると、ほぼ強制で行っているような県もあり、本県よりも実施率が高い県があると聞いております。本県は実施率が高い県ではございませんので、ますます高くしていかなければならないと考えております。
- <武 田 委 員> 企業でもストレスチェックはリスクマネジメントの一つとなっておりますが、学校の所属長の差もあるのでしょうか。
- <福 利 課 長> 実施自体はPC上で質問に答えていただく形式となっておりますが、定例の会議等で周知を行っている所属は実施率が高いという傾向はあると思います。所属長の意識は重要だと思いますので、所属長に対して働きかけを行っていききたいと思います。
- <菅 間 教 育 長> 委員からもありましたとおり、難しいとは思いますが、平成11年のデータを新しくすること等、さらに精度を上げていく必要があると思います。
- <菅 間 教 育 長> ほかになければ、次に、(5)「第74回国民体育大会山形県選手団の成績について」、スポーツ保健課長より報告願います。

第74回国民体育大会の結果について、御報告申し上げます。第74回国民体育大会につきましては、今年の1月30日に開幕しましたスケート競技を皮切りに、9月28日から10月8日まで茨城県下で開催されました「いきいき茨城ゆめ国体2019」の本大会が終了しましたので、県選手団の成績について、御報告させていただきます。

報告5-1を御覧ください。「4 総合成績」について、御報告します。天皇杯獲得得点は848点で、順位は32位という結果になりました。目標に掲げておりました天皇杯得点900点以上、天皇杯順位20位台以上の達成は、残念ながら達成できませんでした。昨年度よりも30.75点増ということで、天皇杯順位を2つ上げておりますが、目標達成をできなかった要因を考えると、報告資料5-1の「8 団体・個人別 入賞数及び得点」並びに「9 入賞数及び得点」に示しておりますとおり、本県の課題でもあります団体競技での成年男子の入賞数を増やせなかったこと、本県競技力の柱であります少年男子の得点率が低下したこと等が挙げられます。そのような中でありますが、「4 総合成績」と「5 競技別総合順位」にありますとおり、女子の総合成績である皇后杯順位が23位と健闘したことや、県外に活動拠点を置いているにもかかわらず山形のために戻って戦っていただいた競泳競技の小関選手を初めとする「ふるさと選手」の82名の頑張りが大変見事でありました。第74回国民体育大会は、冬季国体を含めると、前年度の入賞数71種別を上回る76種別という結果となりまして、出場した選手は、最後まで全力を尽くして戦っていただいたと思っております。

次に報告資料5-2、5-3で入賞の一覧を準備しましたので、報告させていただきます。

東京2020オリンピックにおいて、メダル獲得の期待がかかります水泳競技の小関也朱篤選手の優勝や本県のお家芸であるカヌー競技においては3種別での優勝、そして山形ドリームキッズ修了生で現在はNTCの寄宿舎生活をして、オリンピックを目指している2名の選手のうちの一人であるボート競技の中條選手（鶴岡市出身）が優勝しました。また、ライフル射撃の佐藤琳選手（山形市出身）が今回も7位に入賞しまして、3年連続での入賞を果たしております。また、佐藤琳選手は先週の土日に東京オリンピックに向けた予選会があり、そちらで最後の15名まで残りましたが、そこで3位まで入れば東京オリンピックの夢が叶いそうなところまで行ったのですが、残念ながら8位となり、東京オリンピックの出場は厳しくなったという状況でございます。また、バスケットボール成年女子で準優勝した山形銀行、新種目である水球競技成年女子、フェンシング競技成年女子、アーチェリー競技成年女子等の15競技団体が入賞を果たしました。今年は本大会におきまして、過去10年間で2番目となる大選手団を茨城県に送ることができました。現在、競技団体とのヒアリングを実施しているところでございます。分析結果を検証している状況です。今後、県スポーツ協会や各競技団体と連携しまして、本県選手のさらなる競技力向上を目指して、天皇杯順位20位台以上の確保、東京オリンピック2020での活躍につなげていきたい

と考えております。報告は以上でございます。

<菅間教育長> ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<菅間教育長> 議第1号「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課長より説明願います。

<教職員課長> 議1-1を御覧ください。「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定」についてですが、資料のとおり身元証明書を戸籍抄本に改めるというものでございます。

議1-2を御覧ください。この資料では、「(3) 成年被後見人又は被保佐人」という項目を削除するという改正内容になっております。議1-3から議1-12までがその詳細になっております。

議1-13を御覧ください。背景等について御説明申し上げます。「2 改正の背景」というところになりますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律が整備されました。これは令和元年6月14日に公布され、これに基づきまして、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、措置の適正化が図られたところでございます。これに伴いまして、「3 規則改正の概要」になりますが、教育職員免許法が一部改正され、成年被後見人等が免許状を授与されないとする規定が削除されたということでございます。これを受けての規則改正になります。併せて、これまで成年被後見人等であることを確認するための書類として、市町村が発行する「身元証明書」の提出を求めておりましたが、これを不要として、「戸籍抄本」の提出を求めるという改正の内容になっております。施行日につきましては、令和元年の12月14日としております。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第2号「山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について」、文化財・生涯学習課長より説明願います。

議第2号について御説明申し上げます。資料の議2-1をお開きください。

本議案は、山形県文化財保護条例第4条第1項の規定により、山形県指定有形文化財を指定するものです。

10月10日に開催されました「山形県文化財保護審議会」において「木造如来立像」2躯及び「木造不動明王立像」1躯の山形県指定有形文化財の指定について審議され、指定することが適当であるとの答申がなされました。

一つ目の「木造如来立像」の概要につきましては、資料の議2-2を御覧ください。所在地は高畠町亀岡で、所有者は大聖寺です。制作年代は13世紀後半（鎌倉時代後期）とされます。寸法は、像高153.8cmで、構造は、寄木造です。形状や保存状態としましては、後頭部材、玉眼等が欠損していますが、左手や右手を前に出し、腰をやや右にひねって立つといった特徴があります。

「指定の意義」としましては、概要の下欄の「指定の意義」に記載しておりますが、本像は中央仏師の系統につながると思われ、大きさも等身の像であり、この時期の県内の遺品としては貴重であることが挙げられます。

また、すでに県指定有形文化財に指定されている同寺所有の「木造聖観音菩薩立像」と、像高、作風、制作年代ともに同じと考えられ、本像は、三つを一揃いとする三尊一具像として制作されました。それは、熊野三所権現の本地仏像（阿弥陀如来—薬師如来—聖観音）を構成していたものと考えられ、鎌倉時代後期に熊野信仰が当地に浸透していたことを証明するものと考えられます。

二つ目の「木造如来立像」でございますが、概要につきまして、資料の議2-3を御覧ください。

所在地及び所有者は一つ目の「木造如来立像」と同じでございます。制作年代は同じく13世紀後半（鎌倉時代後期）とされます。寸法は、像高154.1cmで、構造は、寄木造です。形状や保存状態としましては、両脚部等が欠損していますが、左手を前に出し、左手を曲げ、腰をやや右にひねって立つといった特徴があります。「木造如来立像」2躯のうち、いずれかが阿弥陀如来であると考えられております。

「指定の意義」としましては、一つ目の「木造如来立像」と同じでございます。

「木造不動明王立像」でございますが、概要につきまして、資料の議2-4を御覧ください。

所在地及び所有者は「木造如来立像」と同じく、所在地は高畠町亀岡で所有者は大聖寺です。

制作年代は13世紀前期（鎌倉時代前期）頃とされます。寸法は、像高68.5cmで、構造は、寄木造でございます。

形状や保存状態としましては、表面を補修した形跡等がありますが、巻髪で額に水波相という波のようなしわを表し、右目を見開き左目をすがめ（細く開いている姿）、口を閉じて右牙を上出し左下唇を抿じると

いった「不動十九相観」を示しております。

「指定の意義」といたしましては、概要の下欄に記載しておりますが、本像は中央につながる仏師の制作と思われる優れた作品であり、「不動十九相観」を示しており、現在のところ本像に近い遺品は見当たらないことが挙げられます。凶像としましては、醍醐寺に伝わる「不動明王像一幅（鳥羽僧正筆）」が近似する特徴を持っております。したがって、本像は、醍醐寺に伝来していた「不動明王像一幅」の凶像をもとに制作され、当地にもたらされたものと考えられます。鎌倉時代前期に、大聖寺あるいは当地にあった寺が、醍醐寺と関係があったものと推察され、当地の歴史的状況の考察に貴重なものになるものと思われま

す。以上でございます。議2-5よりそれぞれ写真を添付しており、現状はこのような状態になっております。以上、御審議よろしくお願

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第3号「山形県文化財保護条例第31条第1項の規定による山形県指定史跡の指定について」、文化財・生涯学習課長より説明願

<文化財・生涯学習課長> 議第3号について御説明申し上げます。資料の議3-1をお開きく

ださい。同じく10月10日に開催されました、山形県文化財保護審議会において、「林泉寺米沢藩上杉家及び家臣団墓所」の山形県指定史跡の指定について審議され、指定することが適当であるとの答申がなされました。

なお、このたびの指定については、議4-8の答申にある（旧）表のとおり、すでに昭和28年2月20日付けで県指定史跡として指定されている「直江兼続夫妻の墓」と、「武田大膳大夫信清の墓」に、新たに調査をしてその価値が明らかになった、上杉家の正室や子女、家臣団の墓石等、計270基の墓石等を追加し、指定の範囲を広げるとともに、史跡の名称を変更し、統合して1件の史跡として指定するものです。

概要につきましては、資料の議3-2を御覧ください。所在地は「米沢市林泉寺」で、所有者は「林泉寺」です。

曹洞宗春日山林泉寺は、明応6年（1497）に越後春日山（新潟県上越市）に建立された寺です。その開基は越後守護代 長尾 能景であり、父重景の偉業を讃え、その菩提を弔うための創建と考えられ、林泉寺は重景の法名です。長尾能景は上杉謙信の祖父にあたります。その後、謙信

の家督を継承した上杉景勝は、越後から会津、米沢と国替えになり林泉寺もこれに従ったとされています。

米沢藩上杉家及び家臣団墓所は林泉寺境内墓地の中にあり、約 400 年間にわたり各家が造立した墓標や墓所の区画施設（盛土・縁石等）、灯籠等の付属施設が存在しています。今回指定対象とするのは米沢藩主上杉家とその家臣団の墓所とし、明治期以降に新たに造営された墓所や大正期以降に造立されたと考えられる花崗岩製の墓標等は除外しております。

指定対象となる主な墓所としては、林泉寺墓地の中央に木柵で囲われた上杉家墓所があり、藩主夫人や子女らの墓標 26 基があります。その南辺は享保四年（1719）に分家した米沢新田藩駿河守家の墓所となっており、墓標 16 基があります。

家臣団の墓所は上杉家墓所の東と西にあり、主なものとして西側には直江兼続夫婦の墓や高家衆筆頭の武田家の墓所、東側には同じく高家衆畠山家や二本松家の墓所があります。

墓所の特徴として、林泉寺墓地には景勝の正室、側室、母の墓標があるほか、多くの藩主夫人・子女が祀られていること、また上・中級武士層の墓も集中していることから、墓所として林泉寺が重要視されていたことが窺えます。

本墓所では 10 種以上の墓標形式が存在しますが、それらには上杉家及び家臣団の階層構成と一定の相関関係が認められ、往時の墓地政策を知るうえで注目されるものです。

資料の議 3-3 から 3-9 を御覧ください。

議 3-3 は、林泉寺墓地平面図です。上杉家及びその家臣団等の墓標の配置を示しております。網掛けの範囲は主に昭和・平成時代に造成された墓所・墓標を示しており、このたびの指定では対象外のものです。

議 3-4 から 3-9 は、新たに追加する墓石 270 基の一覧表になります。戒名や没年、墓標の形式等をまとめております。

議 3-10 から 3-12 は写真資料です。

議 3-11 を御覧ください。

林泉寺で最上層に位置付けられるのは藩主夫人とその子女、米沢新田藩駿河守家であり、これらは「堂舎型＋小型五輪塔」という形式が用いられました。石造りの堂舎の中に、小型の五輪塔が納められています。

議 3-12 を御覧ください。

これに次ぐのが家臣団墓所の「万年堂型＋小型五輪塔」になります。写真 5 を御参照ください。こちらは、堂舎型には木製の格子がはめられているのに対し、石造りで窓が作られており、より簡素化した形式になっています。中には石造りの五輪塔が納められています。

「指定の意義」といたしましては、林泉寺米沢藩上杉家及び家臣団墓所は、藩政史上著名な人物が数多く眠る土地であり、藩の宗教政策や武士層の信仰形態を知るうえで貴重な遺跡であるというものです。

以上、よろしく御審議のうえ御承認くださいますようお願いいたします。

- <菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
- <山 川 委 員> これだけ上杉家の家臣団の方々のお墓がありますが、現在も子孫の方が通常の形でお墓を守っているというものもこの中にあるのでしょうか。
- <文化財・生涯学習課長> 子孫の方がおられるお墓や家が途絶えたお墓もあり、様々でございます。
- <山 川 委 員> 参考までに教えていただきたいのですが、県指定史跡になると墓を新しくする等は自由にはできなくなるのでしょうか。
- <文化財・生涯学習課長> 大きな形状変更を伴う場合ですと、県指定史跡であるため、県に申請をいただき、審議会においてその必要性等を審議し、承認するかどうかを検討させていただくこととなります。
- <山 川 委 員> 寺院の指定のときは、意見聴取を行っていると思いますが、今回のような個人のお墓の場合には意見聴取のようなことは行わず、指定することになるのでしょうか。
- <文化財・生涯学習課長> 寺院から了解をいただく過程の中で、総代に説明をして、了解を得ております。
- <山 川 委 員> これだけあれば、単なる史跡というだけではなく、現在もお墓を守っている方もおられると思い、参考までにお聞きしました。
- <菅間教育長> ほかにございますか。なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
- <各 委 員> 異議なし。
- <菅間教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。
- <菅間教育長> 次に、議第4号「山形県文化財保護条例第32条第1項の規定による山形県指定天然記念物の指定の解除について」、文化財・生涯学習課長より説明願います。
- <文化財・生涯学習課長> 議第4号について御説明申し上げます。資料の議4-1をお開きください。
- 本議案は、山形県文化財保護条例第32条第1項の規定により、山形県指定天然記念物の指定を解除するものです。
- 県指定天然記念物「東法田の大アカマツ」は、幹まわりが約7 m50 c mで、日本一太いアカマツの巨木として平成5年12月3日に指定さ

れました。所在地は最上町大字東法田、所有者は最上町です。

このたび所有者からマツが枯死したことによる「滅失き損等届書」が出されました。

近年、地元の専門業者に依頼し、害虫であるマツノマダラカミキリ対策としての薬剤散布、まわりの木の伐採による日照環境の改善等を行ってきましたが、昨年5月から6月にかけて、マツの樹冠全体が赤変したことにより、樹木医が枯死したと判断したものです。

このことから、文化財保護条例第32条第1項の天然記念物としての価値を失った場合と判断され、県指定を解除するものです。

審議会において指定を解除することが適当であるとの答申をいただいております。

なお、今後は、最上町で、観光客への安全対策を細心に行う必要があることから、入口付近に枯枝落下の注意喚起や樹体周辺の立入禁止の措置を講じていく予定であります。また、中長期的に地域の方々と十分に意見を交わしつつ、倒木やマツノマダラカミキリの産卵防止の対策のために伐採及び焼却処理について検討していくと聞いております。

以上、よろしく御審議のうえ御承認くださいますようお願いいたします。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 議第5号は議会提案前の案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第5号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<菅間教育長> これで、第1077回教育委員会を閉会いたします。